2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満足している者（以下「単体」という。）又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であることを本競争参加資格として設定する。

⑴　成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく経営事項審査を受けた者であること。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の建築一式工事業の総合評点が1,250点以上であること。

⑸　平成11年度以降に元請として完成、引渡しが完了した次の基準を満たす工事の施工実績を有すること。なお、当社が認める外国での施工実績も含む。

①　単体又は共同企業体の代表者　単体又は共同企業体の代表者として、次の条件を満たす工事の施工実績を有すること。

ア　主要構造物が鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上100m以上且つ一棟の延床面積が130,000㎡以上の複合用途（事務所及び商業を含み、５万人以上／日の不特定多数が継続して利用する稼働中の施設との接続部分を持つ）施設の新築工事。

イ　地中部の鉄道営業線を対象にした、「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（(財)鉄道総合技術研究所）」における、制限範囲Ⅲの範囲での掘削工事。

ウ　鉄道営業線近接工事。

但し、ア、イ、ウは別々の工事でもよい。

②　共同企業体の代表者以外の構成員　単体又は出資比率が15%以上の共同企業体の構成員として、２⑸①のア、イ、ウの条件のうち、２つ以上の施工実績を有すること。但し、ア、イ、ウは別々の工事でもよい。

⑹　単体又は共同企業体の代表者として、次の基準を満たす専任の監理技術者（次の①②の基準を満たす者をそれぞれ１名）を本工事に配置できること。また、単体又は共同企業体として、次の条件を満たすその他の技術者を本工事に配置できること。なお、配置予定の監理技術者は、競争参加申請時において入札参加者との直接的且つ恒常的な雇用関係を確認するため、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がされない場合は入札への参加を認めないことがある。また、その他の技術者については、施工開始時において入札参加者と直接的な雇用関係が必要であるので、競争参加申請時にその確認ができない場合には、施工開始までにその旨を明示することができる資料を求めることがある。

①　監理技術者（建築）

平成11年度以降に元請として完成、引渡しが完了した２⑸①のア及びウに定める工事と同種工事の工事現場で監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者として、施工経験が１年以上あり、且つ１級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者。また、監理技術者資格者証を有する者。但し、ア、ウは別々の工事でもよい。

②　監理技術者（土木）

平成11年度以降に元請として完成、引渡しが完了した２⑸①のイ及びウに定める工事と同種工事の工事現場で監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者として、施工経験が１年以上あり、且つ技術士又は一級土木施工管理技士の資格を有する者。また、監理技術者資格者証を有する者。但し、イ、ウは別々の工事でも良い。

③　その他の技術者

社団法人日本鉄道施設協会が発行する当社の工事管理者（在来線）の資格認定証を有する者（競争参加申請時に資格認定証の確認ができない場合には、施工開始までに資格認定証の確認ができること）。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次の基準を全て満たす者であること。

①　構成

ア　結成方式は、自主結成とし、甲型とする。

イ　本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になることはできない。

ウ　構成員の数は２者とする。

エ　代表者の出資比率は51%以上とし、代表者以外の構成員については30%以上とする。

②　共同企業体競争参加願書、委任状及び名古屋駅新ビル（仮称）新設他工事共同企業体協定書（以下「参加願書等」という。）を競争参加者資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）に添付し、提出すること。

⑻　本工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする他者との間に資本的関係又は人的関係がないこと。

⑽　当社事業推進本部及び建設工事部との工事請負契約の履行に関し、申請書、確認資料及び参加願書等を提出する期限日である４⑶に示す提出期間の最終日を起算日として６ヶ月前の日から開札の時までの期間に、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為による事故をおこし、その他信義誠実に欠ける行為をした者でないこと。

⑾　申請書、確認資料及び参加願書等に虚偽の事実を記載したと認められる者でないこと。

⑿　「工事全般の施工計画」が適正であること。

⒀　「技術提案に係る具体的な施工計画」を提出する場合には、その内容が適正であること。

⒁　本工事に係る設計業務の受託者と共同で、本工事の実施設計作業を行う体制をとることができること。

3　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する事項　本工事の総合評価に関する評価項目は次のとおりとする。

①　次の項目について評価する。

ア　工事全般の施工計画

イ　配置予定技術者の能力

ウ　技術提案に係る具体的な施工計画

②　本工事の施工体制等を評価する。

⑵　総合評価の方法

①　標準点

２に示す競争参加資格を満たす入札参加者には、標準点100点を与える。

②　加算点

２に示す競争参加資格を満たす入札参加者には、３⑴①に示す評価項目についての加算点（満点10点）を与える。なお、評価にあたっては、提出された資料の内容についてヒアリングを実施する。

③　施工体制評価点

２に示す競争参加資格を満たす入札参加者には、３⑴②に示す評価項目についての施工体制評価点（満点30点）を与える。なお、評価にあたっては、入札後に施工体制の確認に係るヒアリングを実施するとともに、追加資料の提出を求めることがある。

④　総合評価は、標準点、加算点、施工体制評価点の合計を、入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

⑶　技術提案に係わる評価内容の担保　技術提案を行った入札参加者が落札者となった場合には、実際の施工に際して、入札書に記載した技術提案を満たす施工を行うものとする。落札者の責により入札書に記載した技術提案を満たす施工が行われない場合には、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合には、契約金額の減額、損害賠償請求等を行う。

4　入札手続等

⑴　担当箇所　〒450―6101 名古屋市中村区名駅１丁目１番４号ＪＲセントラルタワーズ　東海旅客鉄道株式会社　事業推進本部　新規開発・建築計画第一係　辻本　憲二　電話052―564―1806

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成22年７月12日（月）から平成22年８月11日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日13時00分から15時00分まで。

②　交付場所　４⑴に同じ。

③　交付方法　４⑴の箇所で直接受領すること。但し、交付にあたっては、７⑷の誓約書及び２⑷の建築一式工事業の総合評点が参加資格条件を満たすことを証する資料を持参すること。これらの提出がない場合は、入札説明書等の交付を行わない。